

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全課において閲覧できます。

令和六年八月二日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和六年一月十五日奈良県指令建第一一二一―一二八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年七月二十四日建第一〇三五四号

公共施設に関する工事の検査済証 令和六年七月二十四日建第五九三六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市今井町四丁目一〇二番一の一部、一〇四番一、一〇五番一、一〇六番一、一

〇八番一及び一〇九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市北八木町一丁目一番八号 橿原中央ビル

株式会社エヌ・ジー・エス 代表取締役 前川浩二

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市今井町四丁目一〇二番一、一〇四番一、一〇五番一、一〇六番一、一

〇八番一及び一〇九番一の各一部

下水道 橿原市今井町四丁目一〇二番一、一〇四番一、一〇五番一、一〇六番一、一

一〇八番一及び一〇九番一の各一部

水路 橿原市今井町四丁目一〇六番一及び一〇八番一の各一部

一 許可番号

令和五年十二月十八日奈良県指令建第一一二一―一〇一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年七月二十四日建第一〇三五五号

公共施設に関する工事の検査済証 令和六年七月二十四日建第五九三七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市東室二二四番一、二二四番六、二二四番七、二二四番八、二二四番九、二二

四番一〇、二二四番一一及び二二四番一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

五條市田園二丁目二番地の一

株式会社井上地所 代表取締役 檀山誠一

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市東室二二四番一

下水道 葛城市東室二二四番一の一部

一 許可番号

令和六年五月七日奈良県指令建第一二二一九二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年七月二十四日建第一〇三五六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

磯城郡田原本町大字黒田一七二番一七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市小林町西三丁目五番地三

株式会社ヒノキヤグループパパまるハウスカンパニー 支配人 宮本行雄